

個人情報管理制度規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、当法人内の個人情報の取扱に関する体制・基本ルールを策定し、当法人が保有する情報の紛失、漏洩、改ざん等を防ぎ、情報管理に関する当法人としての社会的責任を果たすことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程で使用する用語は以下のとおりとする。

(1) 個人情報

個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により、特定の個人を識別できるものをいう。他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人が識別できるものを含む。

(2) 機密情報

「部外秘」等、外部に公開することを禁止されている情報、及び当法人のサービスに関する固有の情報を指す。

(3) 本人

当法人が保有する個人情報で識別される個人をいう。

(4) 役職員

当法人の役員、評議員、職員、臨時、パート勤務者をいう。

(対象となる情報)

第3条 本規程の対象となる情報は、当法人で保管するすべての個人情報であり、電子データ、印字データの別を問わない。

(適用範囲)

第4条 本規程は、当法人の役職員に対して適用する。ボランティア、実習生等、当法人に所属しないスタッフに対しても本規程の趣旨を踏まえた適切な取扱を求めるものとする。また、個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合、必要かつ適切な監督をし、この規程に従って個人情報の適切な保護を図るものとする。

第2章 個人情報管理体制

(個人情報管理責任者)

第5条 当法人における個人情報管理責任者は、法人を代表する者をもって管理責任者とする。

2 個人情報管理責任者は、個人情報管理委員会を主宰し、当法人における個人情報管理に関する取組に責任を負う。

3 個人情報管理責任者は、上記責任を果たす上で必要な事項に関する決定権を有する。

(個人情報管理委員会)

第6条 当法人における個人情報管理に関する意思決定機関として個人情報管理委員会を設置する。

2 委員長は個人情報管理責任者とし、次の者及び個人情報管理責任者が任命したものをもって委員とする。

地域密着型特別養護老人ホームわかば 施設長及び施設長補佐
サービス付き高齢者向け住宅わかば 管理者

3 個人情報管理委員会は、個人情報管理に関する当法人取組の計画立案、指示、取扱規則の策定、セキュリティ対策の実施等必要な取組を行う。

(個人情報管理者)

第7条 第6条第2項の委員をもって、各部門の個人情報管理者とする。

第3章 個人情報管理に係る安全措置の概要

(個人情報に対する基本方針)

第8条 個人情報管理委員会は、個人情報保護に関する当法人としての基本方針を定める。

(職員の個人情報の取扱い)

第9条 職員は、採用時に本規程及びその他個人情報管理に関する規則を遵守しなければならない。

退職時においても、在職中に得た個人情報を漏洩しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(個人情報の収集)

第10条 収集する個人情報の利用目的を明文化し、施設内に掲示する。

2 個人情報の収集は利用目的の達成に必要な限度において行う。

3 収集済みの個人情報の変更をする場合は、予め個人情報管理委員会の承認を得た上で、変更後の利用目的を公表する。

4 前項の規定にかかわらず、契約書等の書面やホームページの入力結果等、本人から個人情報を直接取得する場合、書面上の明記等の手法により本人に対して利用目的を明示するものとする。

(個人情報の保管)

第11条 当法人で保管する個人情報は、施設管理、アクセス権の制限等、必要かつ合理的な安全管理対策を行う。

2 職員は自ら所属する長が指名する代行権限者の承認なく、個人情報を法人外に持ち出し、あるいは、第三者に提供してはならない。

3 個人情報を取引先、委託先等、外部に開示、提供する場合は、事前に個人情報管理者の承認を得た上で機密保持契約を締結してこれを行うものとする。

(個人情報の利用、目的の特定)

第12条 個人情報の利用は、予め開示した利用目的の範囲内で行い、その範囲を超えて利用を行ってはならない。ただし、法令の定めに基づく場合を除く。

2 データ入力等のため、個人情報の取扱を外部業者に委託する場合、委託先の個人情報取扱が適切かどうか確認したうえで、業務委託契約に、委託業務遂行以外の目的で利用の禁止、業務終了後の情報の返還又は、廃棄、機密保持、違反時の損害賠償等の条項を設けるものとする。長期間継続して業務を委託する場合には、委託先の個人情報取扱い状況について確認を行い、必要に応じて指導、契約の見直しを行うものとする。

(個人情報の廃棄)

第13条 保管期限を経過した個人情報、又は当初の目的を達成して不要となった個人情報は速やかに廃棄するものとする。

2 個人情報の廃棄にあたっては、外部漏洩しないよう、印字データについてはシュレッダー処理、電子データについてはデータ消去をおこなわなければならない。なお、廃棄を外部業者に委託する場合は、外部業者が確実に廃棄したことを確認するものとする。

(第三者提供)

第14条 業務の遂行に当たり、個人情報を第三者に提供する必要がある場合は、原則として本人の同意を得るとともに、予め個人情報管理委員会に報告し、その指示に従って必要な対応を行う。

(本人からの照合・対応等)

第15条 個人情報に関する本人からの問合せ、情報開示・訂正・利用停止等の請求等、苦情及び照合の受付窓口を第6条第2項に定めるそれぞれの部門における相談・支援業務を担当する職員をもって受付窓口とする。

2 受付窓口部門担当者は、対応に関する手続きを定め、これに従い速やかに必要な対応を行う。

(教育)

第16条 第6条第2項に定めるそれぞれの個人情報管理者は、定期的に管下の職員を対象とした個人情報管理に関する教育を行う。また、ボランティア、実習生等に対しても個人情報管理の必要性についての意識奮起を図り、適切な取扱を行うよう指導・監督する。

(監査)

第17条 監事は、当法人内における個人情報管理の適切性について、適宜監査を行う。

2 監査を行った場合、監事は監査結果を監査対象部門及び個人情報管理委員会に伝達する。

3 監査対象部門は、監査結果に基づき速やかに改善措置を実施し、結果を監事・個人情報管理委員会に報告する。

第4章 雜 則

(本規程への違反)

第18条 本規程への違反が明らかになった場合、当法人は就業規則の定めに従い、違反を行った職員を懲戒処分の対象とする。

(規則)

第19条 情報管理責任者は、必要に応じ個人情報管理に関する規則を制定するものとする。

(施行)

第20条 本規程は、平成28年3月11日より施行する。